

第 1068 回教育委員会 会議録

平成 31 年 3 月 26 日

10:00~11:50

①開 会

<廣瀬教育長>

ただいまから、第 1068 回教育委員会を開会いたします。

<廣瀬教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、15 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、片桐委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

<廣瀬教育長>

これより議事に入ります。

④議 事

<廣瀬教育長>

議第 1 号「田川地区の県立高校再編整備計画(第 2 次計画)について」、
高校教育課 高校改革推進室長より説明してください。

<高校改革推進室長>

3 月 13 日の定例教育委員会におきまして、中高一貫校設置を含む田川地区の県立高校再編整備計画案の今後の進め方について、教育委員の皆様のお意見、考えをお聞きし、3 月 18 日の第 2 回中高一貫校にかかる庄内地区懇談会での各自治体の御意見を踏まえた上で、そろそろ一定の方向性を定めるべく、本日の臨時教育委員会に付議し、審議することで一定の一致を図りたいと思っております。

議第 1 号の提案に先立ちまして、第 2 回庄内地区懇談会についての報告をさせていただきたいと思っております。お手元の資料の参考と付した資料を御覧いただきたいと思います。3 月 18 日の 18 時 30 分より庄内総合支庁におきまして、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町の各副市長、副町長及び教育長に御参加をいただきまして、第 2 回の中高一貫校にかかる庄内地区懇談会を実施いたしました。資料の「4 内容」を御覧ください。県教育委員会あいさつに続きまして、3 月 13 日に県教育委員の皆様と協議していただきました第 1 回懇談会での論点に対する県教育委員会としての考え方、対応案について説明いたしました。その上で、各自治体の御意見をお伺いいたしました。各自治体の発言要旨に

つきましては、参考と付した資料の1ページの中段から6ページにかけて掲載しております。本日の資料では、説明の都合上、要点と思われる部分に下線を引いてございますので、その部分を中心に簡潔に御説明いたします。

初めに、質疑応答といたしまして、遊佐町教育長より中高一貫校設置についての、全県的な将来展望はどのようになっているかの御質問がございました。これに対しまして、山形県中高一貫教育校設置構想にお示ししている方針、つまり内陸地区と庄内地区にモデル校を設置し、取組等を検証した上で、県内4地区への設置を検討する旨をお答えいたしました。特に東南置賜地区につきましては、再編整備計画の骨子案を3月7日に公表したところでございますが、その中で今後検討すべき課題として、置賜への中高一貫校の設置については、その地元自治体要望等を踏まえながら、検討している旨をお答えしました。

次に酒田市副市長からは、東桜学館入学志願状況と東桜学館高校以外への進学についてのお尋ねがございました。これに対しまして、中学校の入学志願については開校以来2倍以上を確保していること、それから東桜学館中学校から東桜学館高校への進学については、99名中97名が進学するという旨をお答えしたところでございます。

質疑応答の最後に遊佐町副町長からは最上、置賜エリアから東桜学館中学校への入学状況の御質問がございまして、これに対して最上地区からは一定数の入学者がいること、置賜地区も入学者はいるものの数は少ないというお答えをしております。

次に意見交換でございます。3ページを御覧いただきたいと思います。鶴岡市副市長からは今後の進め方について、県教育委員会の適切な判断をいただいたこと及び中高一貫教育校を選択できる環境整備することは将来を担う人材育成、地域の発展につながるとの発言がございました。

次に酒田市副市長からは、鶴岡市に特別な学校をつくと北庄内に対する影響は大きい、あくまで反対ではあるが、県が決めることであり、どうしてもやるのであれば、北庄内、酒田市の高校に対する配慮をいただきたいとの発言がございました。

三川町副町長からは、中高一貫教育校を具現化するためには、田川地区の県立高校再編整備計画の中で進めることが現実的であるとの発言がございました。

庄内町副町長からは、一部懸念はあるものの、これまでの検討内容などを踏まえて、一定の方向性を確定していくべきであるとの発言がございました。

遊佐町副町長からは、具体的な検討を進める過程で、地域全体の声を聞いてほしいとの発言がございました。

次に4ページをお開きください。鶴岡市教育長からは、平成36年度に中高一貫教育校が開校しない場合、鶴岡南高校が4学級、鶴岡北高校が3学級になってしまうという予定であるので、計画どおり進めてほしい。また、遊佐町や酒田市から通いやすいようJRへの一定の要望活動

を検討してはどうかとの発言がございました。

酒田市教育長からは、県の考え方はよくわかったので、これからしっかり伝わるようにしていきたい。今後、市民や義務教育の保護者から意見が出た場合は、県教育委員会に伝えていきたいという趣旨の発言がございました。

5ページをお開きください。三川町教育長からは意見は出尽くしたと思うので、県の案に沿って早く進めてほしい。また、中高一貫教育と平行して、小中一貫教育の在り方も考えていくべきとの発言がございました。

庄内町教育長からは、選択肢が増えることには賛成であること、小学校1年生の保護者や現場の教員が今後どうなるだろうかと不安に思っていること、中高一貫校設置の判断を遅らせることのデメリットがあるのではないかと発言がございました。

6ページをお開きください。最後に、遊佐町教育長からは準備の段階で遊佐町でも手厚く説明をしていただきたい。また、中高一貫に限らず、すべての高校を含めて若い保護者の期待に応えられるようにしていただきたい。また、将来的にということだと思いますが、酒田市にも中高一貫校を作ってはどうかとの発言がございました。3月18日の報告は以上でございます。

次に、議第1号の「田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）について」の説明をいたします。別添1と付した資料を御覧ください。説明の都合上、概要版をもって提案させていただきます。基本的には平成29年10月に公表し、これまで様々な機会を捉えて説明し、議論してきた骨子案と内容はほぼ同じですので、要点のみ簡潔に御説明いたします。

まず、「1 第2次計画における学校の配置」ですが、平成31年度には、田川地区には8校の県立高校がございました。これが矢印の下にございますとおり「第2次計画による再編整備後の学校配置」は4校の配置となる計画になっております。

初めに、左側の「庄内中高一貫校（仮称）」の部分ですが、鶴岡南高校と鶴岡北高校を統合し、県立中学校を新設いたします。高校と中学校の学級数はここに書いてあるとおりでございます。

その下の四角の中の一つめの点でございますけれども、平成29年10月に骨子案をお示しした時点では、平成36年度開校予定としておりましたが、計画決定が当初の予定より1年以上遅れているということから、平成36年度の開校は厳しくなっております。そのため、本計画では、平成36年度以降のできるだけ早い時期に開校するという事としております。なお、具体的な開校年度は、この計画案が決定した場合、ハード、ソフト両面に関する様々な条件を精査いたしまして、改めてお示しすることとしたいと考えています。

学区は、従来の説明のとおり県内一円であり、鶴岡南高校と鶴岡北高校の敷地校舎を活用いたします。そして、平成32年度に山添校が募集停止になることについては、これまでと変更ございません。その右の「庄

内総合高校」につきましては、昨年3月の臨時教育委員会で、ここに記載したとおり方針決定をいたしまして、具体的な開校準備をすでに進めており、教育基本計画を策定いたしました。

それから、左下の鶴岡中央、加茂水産及び庄内農業の統合校につきましても、これまでお示ししてきたとおりでございますが、下の四角の一つ目の点にあるとおり、開校年度、募集定員等は早期に校舎制について検討し、明示することとしております。これからその右の鶴岡工業高校につきましても、これまでお示ししてきたとおり工業の6分野を学べる単科型専門高校として維持いたします。なお、平成34年度に定時制は募集停止といたします。

次に「2 学校の特色」ですが、鶴岡工業高校以外の3校について、とりあげて記載しております。「庄内中高一貫校（仮称）」とその下の「庄内総合高校」については、これまでお示していたものと特に大きな変更点はございませんので、本日の説明は割愛させていただきます。

次のページの「鶴岡中央、加茂水産及び庄内農業の統合校」ですが、学科構成等の基本的な枠組みはこれまでお示していたものと大きな変更点はございませんが、地域説明会等で校舎制についての御質問が多くなりましたので、中段の【主な特色】とその下の【校舎制の導入に伴う課題への対応】を新たに書き足して学校のイメージですとか対応方針をお示したところでございます。

主な特色としては、普通科では、複数のコースを設け、他学科と連携し、充実したキャリア教育や探究型学習を実施。農業科、水産科では専門教育を充実させるとともに、他学科と連携し、6次産業化などの学習がでございます。

総合学科では、他学科と連携し、これまで以上に多様な選択科目を開設し、充実したキャリア教育や探究型学習の実施がでございます。学校行事、生徒会活動、部活動などを全学科の生徒が一体となって実施することというような特色を持った学校になるということです。

また、校舎制の導入に伴う課題ですが、普通科目の授業は主に鶴岡中央高校の校舎で実施し、農業・水産の実習などは主に庄内農業及び加茂水産の校舎での実施を想定しております。その場合、生徒の校舎間の移動にかかる負担軽減のため、マイクロバスによる輸送や時間割の工夫を検討いたします。また、実習施設の維持・管理のための実習教員の配置、勤務形態、業務委託などを検討するという方針をお示ししているところでございます。

次に「3 今後のスケジュール（予定）」ですが、「庄内中高一貫校（仮称）」につきましては、もしこの計画が決定した場合、平成31年度から1年程度をかけて教育基本計画を策定する予定としております。具体的な開校年度もこの教育基本計画策定作業を進める中で、様々な条件を整理して、明らかにしていく予定と考えております。

その下でございますが、「庄内総合高校」については、平成34年度の定時制、通信制の新設に向け、今のところ予定どおり進んでおります。

次に、「鶴岡中央、加茂水産、庄内農業の統合校」につきましては、

計画が本日決定した場合、来年度から校舎制等に関する検討を始めまして、平成 32 年度以降に具体的な開校年度ですとか、募集定員等を明らかにしていく予定としております。

その下の段の「学級減対象校」につきましては、平成 34 年度の分までは既にお示ししているところですが、平成 35 年度の加茂水産高校と平成 36 年度の鶴岡南高校につきましては、去る 3 月 7 日の県議会文教公安常任委員会において他地区の学級減と併せて公表したものでございます。この部分につきましては、他地区の学級減と同様に今後 1 年間の周知及び意見徴収期間を経て、来年 3 月に決定するという事としております。この資料の裏面は資料編となっておりますので、参考までに御覧ください。

説明は以上ですが、1 点補足いたします。去る 3 月 22 日に「田川地区の高校再編を考える市民の会」から山形、庄内の教育に大きな影響を及ぼす中高一貫校の設置は、新年度の新しい体制で検討するよう要請文をいただいておりますので、そのことを併せて御報告いたします。それでは、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<廣瀬教育長>

ただいま、3 月 18 日の第 2 回庄内地区懇談会の記録について報告及び 3 月 22 日の要請について報告がございました。さらに「田川地区の県立高校再編整備計画（第 2 次計画）」について説明がございました。

この計画案につきましては、これまでも、本教育委員会で議論を積み重ねてきたところでございますが、このうち中高一貫設置につきましては、今まで申し上げた 3 月 18 日の第 2 回庄内地区懇談会でいただいた御意見、3 月 22 日の要請を踏まえまして、改めて、委員の皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。それでは、御発言をお願いいたします。

<山 川 委 員>

3 月 18 日の懇談会及び御説明いただいた内容を拝見させていただきました。これまで、私は意見を述べてきたわけですが、この整備計画に沿った計画を策定し、具体的な準備に取り掛かるべきであるという意見に変更はございません。といいますのは、中学校の卒業生数の減少というのはもう明確な事実で、数字になって表れてきているわけです。そうすると、単純に学級数の減ということでは十分な教育活動ができないので、統合というのは不可欠というふうな状況になっていると思います。

統合の問題と中高一貫校の設置の問題というのは、別ではありますけれども、今現在考え得る、例えば十年先、二十年先を考えた時に、現段階で考え得る一番良い制度設計ではないのかなと思っています。

それから、これはいただいた様々な御意見の中にもありましたけれども、これから数年かけて具体的な準備を進めていくわけですので、その中でできるだけ広い範囲から意見を集めることが大事だと思います。この広い範囲というのは田川地区だけじゃなくて山形県全域ですが、これは庄内だけにかかわる問題ではなくて、今後は村山地区であったり、置賜地区、最上地区にもやはり重大な影響を及ぼすことなのかなと思います。

すので、意見を広く集めて、よい制度にしていくということが大事な
と思っています。

<廣瀬教育長> ありがとうございました。それでは他に。

<片桐委員> 3月18日に行った「中高一貫校に係る庄内地区の懇談会」の内容を
拝見いたしますと、前回より少し皆さん理解を示してくださっているよ
うな内容なのかなと思いました。酒田市の市民感情からすれば、やはり
北庄内、酒田市に対する配慮をぜひいただきたいというのは分かります
し、ここで鶴岡に中高一貫校が出来るということに面白くないというの
はあると思うのですが、酒田光陵高校が出来たときには4校が一つにな
ったという大変大きな出来事がございましたので、少しここで理解を示
してくださる方向にいったのかなと思います。

何より今現在、小学校であるとか、もっと小さいお子さんを抱える保
護者の方は、いつまでも決まらないというのが非常に不安であると思
いますので、ここで一歩進んでいくべきではないかなと私は思ってお
ります。

<廣瀬教育長> ありがとうございました。他の委員からもお願いします。

<武田委員> 18日の意見交換会の意見は出尽くされたという言葉に示されたとお
り、これ以上は後退したり、見直したりという流れはないのかなと思
っております。

田川地区の再編計画というのは、人数減にあわせて校舎や先生も含め
てですけれども、各校のそれぞれの多様な科、多様な制度に対応したよ
うな配置である等、かなり考えられているとは思いますが。前向きに変わ
らなくてはいけないという表れということでぜひ理解をしていただ
きたいなと思います。

これから、この中高一貫校に関しては、平成36年度以降の設置とい
うことですが、今後5年間のなかでも社会の理解の広がり、深まり
があるのではないかと思います。現にたくさんの方が出たり、企業で
あるとか、一般の地域の人とかが参画をして、変わろうとして理解を
示していただける方が増えているなど感じていますので、中高一貫校の
開校をもとに庄内地区全体で教育に対する関心を高めていただいて、
より良い教育環境をみんなで築いていこうというきっかけになるの
ではないかなと期待しております。

<廣瀬教育長> ありがとうございました。

<涌井委員> 今回、田川地区の県立高校再編整備計画の策定ということで準備して
いただきました。これまでのこの1年半くらいの中高一貫校設置に対
する地域理解を深めるという点でありますとか、本当に丁寧に各自
治体の首長さんとか教育長さんとかに理解を深めていただいたこと
について、

高校改革推進室長さんはじめ皆様方には本当に頭が下がる思いでいっぱいです。そうした努力があって18日の皆様方の御意見になったのかなと思います。最初にこれを拝見してある意味ほっとしております。

どうしても地域のことだけ考えがちになってしまうのが、誰しも人として自分が住まう地域のことを一番に考えがちになってしまうんですが、これから私たちはもちろんですが、山形県、日本そして世界ということを考えて、そういった中で力をつけて生きていけるようなお子さんたちを一人でも多く育てていきたいという思いが私もありますし、そういった議論の中で先ほど武田委員もおっしゃいましたけれども、教育が変わりつつある若しくは変わらなくてはいけない、そしてそれは世界の変化に対応しなくてはいけないという認識を田川地区、庄内地区、山形県民、日本国民が皆持たなくてはいけないんだよということをこの議論がなされることによって、気付かれた方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思います。

今までの流れを見て、この1年半計画が延びたことは決して無駄なことではなかったんじゃないかと思えます。自分自身も今までは文句なしに中高一貫校はたくさん作ったほうがいい、一人でも多く子どもたちに力をつけてほしいという気持ちでいたんですけども、それに対して様々な見方や、様々な立場で考えられる方もたくさんいらっしゃるんだということがわかりました。非常に勉強になりました。

今日は、新しい局面に立ってこれから前向きに計画を進めていける日になると思っています。先日も申し上げましたけれども、丁寧な説明や計画ももちろん必要だと思いますが、一刻も早く計画を進めていただいて、一人でも多くのお子さんたちに機会を提供できるようにさらなる御尽力をいただければと期待しております。

<廣瀬教育長>

ありがとうございました。それでは他に。

<森岡委員>

私も前回申し上げましたように第2次計画に沿って進めていただければと考えております。その根拠ですけれども、このような議論をする場合に、私としては2つの視点で今までの議論を振り返ってみました。

一つはこの庄内地区における中高一貫校の設置について、平成19年2月に山形県の中高一貫の在り方の有識者の委員会が立ち上がりまして、その後の平成21年6月に設置構想がまとまりました。その後、平成22年8月の市町村教育委員会での意見交換、それから平成26年には鶴岡市から重要要望事項という形で上がってきた過程があると思えます。

教育委員会では第6次教育振興計画それから県の教育大綱、県の重要施策等に載せまして、県議会にもその都度、付議されておりますし、県民の理解を得られるようなプロセスについてはしっかりと踏んでおられたのではないかなと思っています。

もう一方、中高一貫校に対する懸念される様々な課題を教育の視点で見た場合にどうであろうかということをもう一度私なりに振り返って

みました。

懸念される課題として受験競争の低年齢化ですとか、一部エリート校になる恐れがある等の課題に関しましては、平成 22 年に文部科学省が小中一貫校教育研究の様々なまとめの中で、その成果及び課題の論点を整理しております。その他、教育政策研究所でも同じように中高一貫教育制度の課題と成果について、整理をしてその内容を公表しております。いずれにしても、中高一貫教育に関しては、課題と成果が併記されていることは御承知のとおりだと思います。

しかし、様々な中高一貫教育で公表された結果を見ましても、ゆとりであるとか、異年齢との交流であるとか、教職員の方の成長であるとか、それから特色的人材の育成であるとかそのような項目にわたって、いずれも良い成果があるという認識の割合が高いことも事実であります。文部科学省の調査とその他の調査では少しの数字の違いはあるとしても、課題と成果を併記する中で子どもたちの教育に対する選択肢という面でも、大変有効であるという回答数の割合が高くなっております。

今後の開校までのプロセスや開校後の子どもたちの様子や教職員の皆様の実際の業務、それから保護者の考え方というものも踏まえて、より良い教育環境の実現に向けてその都度課題を克服しながら、子どもたちの将来の選択肢を増やしてあげることと、ゆとりを持った教育の中で子どもたちの将来の可能性を広げてあげることが大変意義のあるものではないかと思っております。

<廣瀬教育長>

ありがとうございました。それでは他に。

<武田委員>

地域の理解を深めていく、求めていくために、意見交換できるという場を設けていただきたいと思っています。庄内の教育を考えるというような形で庄内全体のコンセンサスを得て、開校を迎えられればと思います。

先ほど涌井委員が言われたとおり、長い期間を見据えた教育改革の流れの中で大人たちが理解を示して深めていかないと、その地域は教育自体が大きく変わっていけないということもあるのかなと思っています。

他県の事例なのですが、「熊本県の教育を考える会」という SNS に登録しております、非常に活発な地域の方の意見交換がなされております。住民の方たちの意見と教育に対する考え方を深めていける場というものも必要と思っております。

<廣瀬教育長>

ただいま委員の皆様からは、計画案について御意見を賜りました。大筋この計画については賛成の御意見をいただいたと承知をいたしました。また、その後について、より良いものしていくために、様々な御意見も賜りました。

この計画の内容全体について、私はこの考え方に沿ってやっていくべきだと考えておりますし、また、中高一貫校に対する考え方としては、先の 3 月 18 日の第 2 回の庄内地区の懇談会で示した県教育委員会の考

え方に変わりはありません。そして皆様方からあった大筋の考え方についても、私としても一致しているところでございます。

従いまして、計画案について全体として賛成の御意見をいただいた、意見の一致を見たと思っております。

それでは、「田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）」については、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次に、議第2号「山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について」、文化財・生涯学習課長から説明してください。

<文化財・生涯学習課長>

議第2号「山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について」をお諮りするものでございます。今回お諮りするものは彫刻の部で木造男神像ということで、2-1から資料となります。

所有者は長井市の總宮神社でありまして、男神像と女神像は總宮神社の御神体で男女一対の神様ということでございます。

2-2について、文化財保護審議会より3月20日に指定することが適当だという答申をいただいております。

2-3の概要について、特色というところに記載しておりますが、像高45cmです。形状の特徴といたしましては、幘頭冠という律令制の時代に用いられた被り物をしております。構造としては一木丸彫りです。特色としては、面相が四角いお顔で背筋を伸ばすような姿勢で、耳の形がアルファベットのCの形となっており、平安時代前期の特徴がみられるところでございます。指定の意義としては、平安時代の中央の神像の成立以後、地方に伝播をいたしまして、地方豪族の祭神として作られた貴重な遺品の一例であるというところでございます。その時代の記録がなかなかない中で、地方に伝播してきた貴重な遺品として評価できるものでございます。

続きまして、2-6に木造女神像の概要がございまして、像高ということで高さは34cmということで男神像より少し小ぶりでございます。形状といたしましては、髪を両肩に垂らして、お顔は下膨れで、伏し目がちな目の形で、衣をまとうという形状で10世紀の様式に通じております。指定の意義としては、男神像同じでございます。

文化財保護審議会でお話になった点でございますが、貴重性としては年代が古いことと男神像と女神像セットの御神体ということが珍しいということ、当時の出羽の国の置賜郡ということで、郡レベルの神像ということでちょうどいい大きさであるということで10世紀頃の置賜地区に重要な役所があったと推測されるというところでございます。

一方で特に女神像ですが、虫食い、汚損、破損の著しさの要因としては、所有者である神社の湿気及び温度の管理が要因としてあったということだと思いますので、指定するにあたっては所有者に管理を働きかけるということです。修理方法についてもしっかり検討してくださいというような動きになっております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第3号の1「山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定名勝の指定の解除について」、文化財・生涯学習課長から説明してください。

<文化財・生涯学習課長> 県指定名勝の指定の一部解除でございます。仲野半四郎氏庭園ということで天童市でございます。庭園の西側の一部が県道拡幅工事区域にかかることから一部について指定の解除を行うもので、残りの部分の指定は続くということでございます。

3-1-2に庭園の概要を記載してございます。位置としましては、天童市の出羽桜美術館のちょうど向かい側になります。もともと仲野家は近江商人でございまして、天童村だった頃には大庄屋で、天童町だった頃には町長だった家でございまして、出羽桜の本家にあたる家でございます。

庭園の概要については、資料に記載してございますが、借景に舞鶴山を取り入れるなど、時代性、地域性を表すものとして貴重であるということで指定をされたものでございます。

3-1-3の図面の赤線部分ですとか、3-1-6の写真のところには赤い点線で囲ってありますが、県道の拡幅工事で歩道部分となりまして、その歩道部分にあたっている部分を解除するというようなことでございます。ちょうど植栽とか庭石とかがございまして、それを敷地内に移して対応するというので、名勝というところでは、基本的に価値が損なわれないと審議会で判断いただいたということでございました。

審議会のその時の話としては、物を移すということで価値は損なわれないとしても、その時の記録の保存を業者任せにしないで、天童市教育委員会の立会のもとで行ってほしいという話がございました。説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

- <廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第3号の1は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第3号の2「山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について」、文化財・生涯学習課長から説明してください。
- <文化財・生涯学習課長> 議第3号の2でございます。県指定天然記念物の指定の解除でございます。これにつきましては、全部解除でございます。
- 白鷹町の蚕桑財産区でございます釜ノ越サクラについて、資料の提案理由にございますけれども、枯死により天然記念物の価値を失ったことから指定を解除するために提案するものでございます。
- 3-2-2の白鷹町から提出された滅失き損等届出書に沿って御説明いたします。これについては、樹齢800年の老木でございます。平成5年あたりに保存会が設立されまして、保存及び樹勢の回復が行われておりました。平成24年あたりから樹勢回復作業をずっと行われておりましたが、平成29年には樹木医に依頼をして状況を確認したところ、いずれは枯れる。来年に葉をつけなければ枯死と判断されるという診断がございました。平成30年の5月に発芽は確認されず、枯死と判断されました。
- これに伴う影響でございますが、置賜桜回廊の古典桜の一つで、影響としては大きいですが、二世木等が育っておりますので、公園内に移植をしながら、新たな桜による地域づくり活動を行って参りますということでございました。
- 審議会で話になったことといたしまして、衰弱の原因は不明ということですが、生物の先生からは土壌の病原菌の可能性もあるのではないかという話がございます。その場合、分身の桜を移植しても土壌が原因であれば、また枯れるという危険性もあるので、調査した方がいいのではないかという話がありました。
- この桜は平成25年に指定しておりますが、その時に枯死というリスクがあったのではないかという話がありました。それについては、平成25年の際に置賜桜回廊の一環として町内の6本の桜を一括して複数指定したという経過がございます。その時から懸念はありましたけれども、近年より状態がひどくなったということでありました。
- 現在は釜ノ越公園ということで多くの方が訪れる観光地になっておりますので、危険性の防止ということで、いずれは伐木することとなりますが、委員の方からはその切った木そのものについて、焼却処分ということではなくて、活用というものも検討したらどうですかという話もございました。説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願い

いたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

<山 川 委 員> 奇跡的に伐採の前に回復したら、また再認定になるのですか。

<文化財・生涯学習課長> 奇跡的に回復した場合には、審議会で検討して結論を出したいと思えます。

<山 川 委 員> すぐに伐採するのではないんですね。

<文化財・生涯学習課長> すぐではございません。樹木医の診断では枯死だということでありまして、その判断は揺るがないものと考えております。もし万一、奇跡的にということであれば、審議会でということになります。

<廣瀬教育長> 他にございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第3号の2は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第4号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長から説明してください。

<総 務 課 長> 議第4号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」ということで御説明させていただきます。資料4-4で概要を御説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますが、平成31年度の組織改編を行うための規程の整備を図るものでございます。

改正内容は総務課、義務教育課、高校教育課、スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室の体制強化を行うものでございます。

施行期日は公布の日から行うということでございますけれども、平成31年4月1日を予定しているところでございます。

具体的な改正の中身は4-2の新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。第4条の第1項の表になります総務課の欄でございますけれども、教育におけるICT活用に向けた環境整備と教職員の働き方改革に向けた校務支援システムの導入を推進するために、教育情報化推進担当を配置するというところでございます。

次に、義務教育課のところでございます。義務教育課のところは、今まで義務教育担当としておりましたところでございますけれども、これを新たに英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当を配置すると

いうことで改めているところでございます。

次に高校教育課でございます。高校教育課につきましては、入学者選抜採点ミスに係る再発防止の取組みにつきまして、評価と検証を行い、必要な見直しを行うということで、担当を新たに起こしております。入学者選抜改善担当ということで高校教育課に新たに加えております。

それからスポーツ保健課でございます。スポーツ保健課につきましては、平成 32 年度の国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会の開催準備やオリンピックメダリスト等の育成をするために新たに組織を一つ設けております。スポーツプロジェクト担当ということでございまして、これも改正後のところに加えたということでございます。

次に第 5 条の分掌事務ということでございます。総務課の分掌事務でございます。これまで「ICT 環境の整備検討に関すること」としておりましたところ、より進めるということで、「ICT 環境の導入推進に関すること」ということで改正をいたしております。

それから、第 11 条の第 1 項でスポーツ保健課の分掌事務ということで第 15 号に「平成 32 年度国体東北大会ブロック大会兼東北総合体育大会に関すること」を追加する事務分掌の改正をいたしております。第 2 項に第 15 号に掲げる事務は競技力向上・アスリート育成推進室で所掌するということで規定しているところでございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第 4 号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第 5 号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長から説明してください。

<教職員課長> 議第 5 号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

5-23 ページで御説明いたします。改正の背景でございますが、平成 28 年 11 月に教育職員免許法が改正されまして、教育職員免許状の取得にあたり、大学において習得することを必要とする科目が、大括り化されるとともに教育職員免許法施行規則が改正されまして、教育職員免許状に関する科目区分が変更されたところでございます。これにつきましては、平成 31 年 4 月 1 日からの施行ということになります。

改正の概要でございますが、教育職員免許法の規定により、教員として一定の在職年数を有する者が、当該在職年数をもとに教育職員免許状を修得する場合、在職年数に応じて修得必要単位が逡減することができ

るといふことになりまして、その単位数につきましては、教育職員免許法施行規則第 14 条において、県教育委員会規則で定めることとされておりまして、この度、教育職員免許状に関する科目区分が変更されたことに伴い、科目の名称を変更するため、教育委員会規則を改正するものでございます。

「教育委員会規則における科目名の変更のイメージ」を御覧いただきたいと思ひます。例で示しましたとおり教科に関する科目が教科に関する専門的事項に関する科目ということになります。

それから、教職に関する科目は各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等になり、教科又は教職に関する科目は大学が独自に設定する科目に変更となるところでございます。幼稚園教諭、養護教諭または栄養教諭につきましても少し科目名は異なりますけれども、同様の科目名の変更を行うという状況でございます。

施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日であります。説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第 5 号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第 6 号「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長から説明してください。

<教職員課長> 6 - 7 ページを御覧いただきたいと思ひます。改正する規則については、①、②でございます。

改正の背景になりますが、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のために働き方改革が進められているわけですが、関係している法令として労働基準法が改正されました。それに伴って、関係する様々な規則を改正するというようなことでございます。

規則の改正の内容を御説明いたします。「時間外勤務時間数の上限のイメージ」のところを御覧いただきたいと思ひます。正規の行える時間外勤務の限度時間といたしましては、月 45 時間以内、年 360 時間となります。その例外としまして、他律的な業務が 1 箇月 100 時間未満、1 年で申しますと 720 時間以内、2 から 6 箇月のいずれの期間も 80 時間以内、1 箇月の 45 時間超えは 1 年のうち 6 箇月以内の時間外勤務が可能という改定になっております。

さらに、その例外といたしまして、特例業務として大規模災害への

対処その他の重要な業務であって特に緊急を要するものと県教育委員会が認めるものに関しましては、限度時間等の規定の適用はなしとします。いずれも人事委員会の規則に準じた改正となっております。

次に教育職員の場合を御覧ください。こちらは考え方の整理となりますが、教育職員の時間外はいわゆる限定4項目ということで、一つ目は生徒の実習に関する業務、二つ目は学校行事に関する業務、三つ目は教職員会議に関する業務、そして四つ目は非常災害等やむを得ない場合に必要な業務に限られておりますが、こちらのものについても上限規制がかかることとなり、①から③までの業務につきましては、月45時間以内、年360時間以内というふうになります。④の場合になりますが、これは月45時間以内あるいは年360時間以内で納まらない場合は、その例外となりまして、それを超える部分につきましては、任命権者の判断により特例業務にされるということになります。

施行日につきましては、人事委員会の施行日と同じく、平成31年4月1日となります。説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

<廣瀬教育長> これはその時間まで働いて良いというのではなくて、超えてはいけないということですか。

<教職員課長> そういうことでございます。

<廣瀬教育長> これは文部科学省のガイドラインと労働基準法の規定の関係はどうなっているんですか。

<教職員課長> 先にまず労働基準法がございますので、それに基づいて文部科学省からガイドラインが出てきております。ガイドラインそのものに対する実効性をより高めるため、文部科学省で、その根拠を法令に規定することがまだ進んでおりませんので、そこについてはこれから詰めていくことになろうかと思えます。

<武田委員> 管理のやり方とか評価というのは、もう決まっているのですか。

<教職員課長> そこについては、現在のところ申告制を含めて、エクセルシートできちんと管理をしているという状況でございます。働き方改革の中でタイムカードを導入しているような市町村と同じだと思っておりますので。

<廣瀬教育長> 私は導入を推奨しております。

<武田委員> 部活動はどれにあたるのですか。

- <教職員課長> 非常に難しい問題でありまして、部活動は限定4項目には入りませんので、現在の流れの中では、教育活動ではございますけれども、勤務時間内のものとして命じていないというのが現状でございます。
- <廣瀬教育長> 文部科学省のガイドラインでは、それも含めてということですよ。ちょっとわかりにくいところがありますよね。
- <教職員課長> 今後はそれも含めてということで整理されるとは思いますが、今の整理ですとまだ現行でということになります。
- <廣瀬教育長> 労基法では、教員の場合には限定4項目以外は時間外命令の取扱いにはならないということになってはいますが、現実に時間外勤務を行っていることを踏まえて、これから文部科学省ではそのような部活動を含めた現実の時間外勤務を管理していくことなので、そこはこれから詰めていくことで、これは第一段階ということですよ。
- <教職員課長> そういうことでございます。
- <廣瀬教育長> 他にございますか。なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第6号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第7号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長から説明してください。
- <教職員課長> 学校教育法施行規則細則の一部を改正する規則の制定でございます。提案の理由のところを御覧いただきたいのですが、学校教育法施行令というのがございまして、その一部を改正することに伴いまして、この細則も整備をするということでございます。簡単に申しますと、条項がずれ、第9号と示していたものが第10号になるということで改正が必要ということですよ。よろしくお願いいたします。
- <廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。
- <廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第7号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第8号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規

則の制定について」、教職員課 管理主幹から説明してください。

<管 理 主 幹>

議第8号でございます。「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明を申し上げます。

具体的な改正箇所につきましては、対照表に基づき御説明させていただきますので、資料8-2を御覧ください。下線のところが変更箇所でございます。山形県立高等学校管理運営規則の第20条第2項中の主任栄養士を主任管理栄養士、主任栄養士に、第21条の表中において新たに一つの職を加えます。これは新たに主任管理栄養士の職を設置することに伴い、提案するものでございます。平成31年4月1日から施行いたします。説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<廣 瀬 教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

<廣 瀬 教 育 長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣 瀬 教 育 長>

御異議なしと認め、議第8号は原案のとおり可決いたします。

<廣 瀬 教 育 長>

次の議第9号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣 瀬 教 育 長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

◀ 議第9号及び追加提案のあった議第10号は秘密会にて審議 ▶

⑤閉 会

<廣 瀬 教 育 長>

これで、第1068回教育委員会を閉会いたします。